

京都市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則を公布する。

平成29年7月14日

京都市長 門川大作

京都市規則第23号

京都市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

京都市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例附則第1項第3号に規定する市規則で定める日は、平成29年7月18日とする。

(保健福祉局保健福祉部保健福祉総務課)